

藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について
藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成21年藤沢市条例第6号）の
一部を次のように改正する。

第8条第2項中「次条」の次に「第10条」を加える。

第10条を次のように改める。

（生物多様性地域戦略）

第10条 市長は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第5条に基づき
生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画（以下「生物多様性地域戦略」
という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を
聴くものとする。

第24条第4号中「の常緑広葉樹」を削る。

第28条に次の1項を加える。

4 事業者が、都市計画法第8条第1項に規定する工業地域又は工業専用地域にお
いて第1項に基づく緑地を確保する場合において、次に掲げる事項を実施するこ
とにより、規則で定める割合を限度とした緑地面積を前3項に規定する緑地面積
とみなすことができる。

(1) 規則で定める内容に従って多様な植物を組み合わせ使用し、休憩施設を設
け、又は水辺空間を創出すること。

(2) 環境保全等を目的とする社会貢献活動を実施すること。

(3) 工場等の敷地外に緑地を設けること。

第31条第3項中「当該緑化協定に係る緑化工事の完了前に」を削る。

第37条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生物多様性地域戦略に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条に1項を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、質の高い緑の創出を図るため緑地率の確保に関する基準等を見直すとともに、藤沢市生物多様性地域戦略に係る手続を規定するため、所要の改正をする必要による。